

令和5年度  
「清流の国ぎふ大学生等奨学金」

募集のしおり

岐阜県清流の国推進部地域振興課

# 目 次

1	制度のあらまし	2
2	申請の方法について	3
	初めて申請する方【新規申請者】	3
	平成28～令和4年度に貸与決定を受けた方【継続申請者】	6
3	貸与決定について	10
4	奨学金の貸与決定の取消しについて	11
5	奨学金の返還債務の免除について	11
6	奨学金の返還について	13
7	申請・届出等に必要書類一覧	14

# 1 制度のあらまし

岐阜県では、県内への移住を促進するとともに、県内における優秀な人材の確保を目的に、県外の大学等に在学しながらも、**将来、岐阜県に戻って活躍する意思がある学生**に対して奨学金を貸与します。

また、卒業後に、一定期間、県内で居住し、県内に主たる事業所を有する法人等において就業した場合には、この奨学金の返還を全額免除します。

## <制度の概要>

貸与対象	次のいずれにも該当する者 ① 県内の高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校）若しくは特別支援学校（同法第1条に規定する特別支援学校）の高等部及び専修学校の高等課程（同法第125条第1項に規定する高等課程であって、修業年限が3年以上のものに限る。）を卒業並びに高等専門学校（同法第1条に規定する高等専門学校）の第三学年の課程を修了した者であること。 ② 県外に住所を有し（下宿し）、かつ、県外の大学等に在学していること。 ③ 申請時に、三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人が県内に住所を有すること。 ④ <u>大学等（※）を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること。</u> ⑤ 学業成績が優秀であると認められること。 ⑥ 経済的理由により修学が困難であると認められること。
貸与金額	月 額：60,000円 （年間貸与額 最大720,000円） R5年度より増額 ※金額は選べません。
利 息	無利息
貸与期間	貸与の決定通知において定められた月から大学等を卒業する日の属する月まで（※正規の修業年限を上限とする）
返還債務免除条件	次のいずれにも該当すると認められる場合、返還債務の全部を免除 ① 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、県内に居住し、引き続き5年間居住していること。 ② 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、県内で就業※し、引き続き5年間就業していること。 ※「県内で就業」とは 大学等を卒業し、 <u>県内に主たる事業所を有する法人・団体において就業すること</u> もしくは個人事業主またはその事業専従者であること。 短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百条第三項に規定する短時間労働者をいう。）、その他それに相当するものは含みません。
返還債務履行猶予条件	次のいずれかに該当する場合、次の期間を猶予 ① 返還債務免除条件に該当したとき 該当する期間 ② 大学等に在学しているとき 在学している期間

（※）「大学等」とは、大学（専門職大学を含む）、短期大学（専門職短期大学を含む）、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）をいいます。大学院は対象となりません。

### 【他の奨学金との併用について】

本奨学金の制度上、他の奨学金との併用利用は可能です。ただし、他の奨学金の制度によっては、併用を認めていないものがありますので、必ず申請前に確認してください。

### 【外国籍の人】

次の在留資格の方に限ります。

〔永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち将来永住する意思のある人 〕

## 2 申請の方法について

### 初めて申請する方【新規申請者】

(1) 申請期間 令和5年4月19日(水)～令和5年6月5日(月) 【締切日消印有効】  
定員 120名

(2) 申請方法

- ・申請期間内に、下記奨学金ページに記載されている《A. 新規申請者》専用申請フォームから申請(入力し送信)のうえ、「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書(裏面)」に下記の添付書類を添えて、岐阜県地域振興課へ提出してください。【正1部】
- ・提出する書類は一式コピーをとっておき、お手元に保管しておくことをおすすめします。
- ・申請書に押印した印鑑は、貸与決定後に提出する書類にも使用しますので、どの印鑑を使用したかが分かるようにしておいてください。
- ・「消すことができるペン」が使用されているものは受付できません。

申請書などの様式は、岐阜県公式ホームページからダウンロードしてください。

◆「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



【添付書類】下記の①～⑥(「⑥チェックリスト」を確認しながらご準備いただくとスムーズです)

- ① 大学等に在学することを証明する書類(令和5年4月1日以降に発行されたもの)
- ② 県内の高等学校若しくは特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のものに限る)を卒業し、又は高等専門学校の第3学年の課程を修了したことを証明する書類
- ③ 申請者が県外に居住していることを証明する書類  
住民票(令和5年4月1日以降に発行されたもの) 又は  
アパート賃貸借契約書等の写し(居住地の住所、賃借人(入居者)、入居期間が分かるようにコピーをとってください)
- ④ 申請者の属する世帯全員の住民票(令和5年4月1日以降に発行されたもの)  
次のような場合は本人と生計を一にしている家族とみなし、同一世帯員とします。
  - ・主たる家計支持者が勤務地に赴任し、別居しているとき
  - ・修学や病気療養のために一時的に別居しているとき
  - ・その他、上記のいずれかと同様の状態にあるとき
- ⑤ 連帯保証人の住民票 ※連帯保証人の住所が、上記④の住民票で確認できない場合のみ
- ⑥ 学業成績を証明する書類  
<応募基準>: 以下に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、以下の基準に該当する者であること。

新規貸与申請時の在学年次	応募基準となる成績の対象期間	評定平均値
大学1年生	高校1年生～高校3年生	3.0以上
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校3.0以上かつ 大学 可以上

大学3年生	大学1年生～大学2年生	可以上
大学4年生	大学1年生～大学3年生	可以上
大学5年生（医学生等）	大学1年生～大学4年生	可以上
大学6年生（医学生等）	大学1年生～大学5年生	可以上
高等専門学校4年生	高等専門学校1年生～3年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上
専修学校（専門課程）1年生	高校1年生～高校3年生 又は 専修学校（高等課程）1年生～3年生	3.0以上
専修学校（専門課程）2年生	高校1年生～専修学校（専門課程）1年又は は 専修学校（高等課程）1年生～専修学校（専門課程）1年	高校又は専修学校（高等課程）3.0以上 かつ 専修学校（専門課程） 可以上
専修学校（専門課程）3年生以上	専修学校（専門課程）1年生～申請時に在学する学年の前年の学年  (例) 専門課程4年生の場合は、 専門課程1年生～3年生まで	可以上

※上記「大学」には、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含みます。

- ⑦ 生計を維持する者（主たる家計支持者）※ の2022年の収入の年額を証明する書類  
 <応募基準>：別添「清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準」に示す収入基準額以下に該当するもの。  
 ※「申請者の生計を維持する者（主たる家計支持者）」とは、本人の父母またはこれに代わって家計を支える者のうち、所得金額の最も多い人を指します。

【生計を維持する者（主たる家計支持者）の2022年の収入の年額を証明する書類】

区分	提出する証明書類
給与所得者	2022年分の給与所得の源泉徴収票の写し
年金（恩給）受給者	年金（恩給）の改定通知書の写し、支給窓口発行の支給額証明書、支給通知書 等
事業・配当・不動産及び雑所得のある者	市町村長が発行する「2023年度（令和5年度分）」の所得課税証明書 ※「2023年度所得課税証明書」は市町村によって発行開始日が異なります。 <u>年度間違いにご注意ください。</u> 発行開始日は事前に市町村へご確認ください。

- ⑧ その他の証明書（※申請時点で、申請者及び生計を一にする家族が該当する場合のみ）

区分	提出する証明書類
障がい者	対象者全員の 障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の写し
長期療養者 ※長期療養者は申請時点で6ヶ月以上療養している人であり、申請時点で療養を終えている場合は対象となりません。	医師等の証明書 等
災害、火災及び盗難等	り災証明書、盗難届出証明書等

生計を維持する者が別居している場合 ※仕事の都合等で単身赴任している場合が対象となり、家庭の事情により自発的に別居している場合は対象となりません。	別居のために特別に支出している金額が証明できるもの
退職（予定）者又は失業者	退職（予定）証明書又は雇用保険受給資格者の写

⑨ 連帯保証人の印鑑登録証明書

- ・連帯保証人は、「1名」としてください。
- ・その保証人は、原則、県内に住所を有する三親等内の親族で成年者であるものいずれかでなければなりません。
- ・連帯保証人の年齢（成年に限る）や職業に就いているかどうかは問いません。
- ・なお、破産宣告を受けている方は保証人になることはできません。

⑩ 通帳の写し

（金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できること）

※必ず申請者本人の名義の口座としてください。

※不承認となった場合は返却いたします。

⑪ チェックリスト（当てはまるものにチェックをし、あわせて提出してください）

(3) 提出期限 **令和5年 6月 5日（月）【締切日消印有効】**

(4) 提出先

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 地域振興課 宛

※封筒に「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書（新規）」と朱書きしてください。

**【郵送のみ】**：配達状況が確認できる方法（特定記録郵便、レターパック等）で郵送してください。

**締切日を過ぎた日付の消印のものは受付できません。**

(5) 選考

書類審査により選考します。

(6) 貸与決定

令和5年7月中旬（予定）に書面で申請者あて通知します。

**【下宿先に郵送します。送付先の個別対応は行っておりませんのでご了承ください。】**

(7) 貸与方法

奨学金は、年3回に分けて指定の口座に振り込みます。

## 令和4年度以前に貸与決定を受けた方 【継続申請者】

**ご注意!** 今年度の貸与を希望する場合は、必ず申請してください。

(1) 申請期間 令和5年4月19日(水)～令和5年6月5日(月) **【締切日消印有効】**

(2) 申請方法

- ・申請期間内に、下記奨学金ページに記載されている《B.継続申請者》専用申請フォームから申請(入力し送信)のうえ、「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書(裏面)」に下記の添付書類を添えて、岐阜県地域振興課へ提出してください。【正1部】
- ・提出する書類は一式コピーをとっておき、お手元に保管しておくことをおすすめします。
- ・申請書に押印した印鑑は、貸与決定後に提出する書類にも使用しますので、どの印鑑を使用したかが分かるようにしておいてください。
- ・「消すことができるペン」が使用されているものは受付できません。

申請書などの様式は、岐阜県公式ホームページからダウンロードしてください。

◆「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



**【添付書類】** 下記の①～⑩(「⑩チェックリスト」を確認しながらご準備いただくとスムーズです)

- ① 大学等に在学することを証明する書類(令和5年4月1日以降に発行されたもの)
- ② 申請者が県外に居住していることを証明する書類  
住民票(令和5年4月1日以降に発行されたもの) 又は  
アパート賃貸借契約書等の写し(居住地の住所、賃借人(入居者)、入居期間が分かるようにコピーをとってください)
- ③ 申請者の属する世帯全員の住民票(令和5年4月1日以降に発行されたもの)  
次のような場合は本人と生計を一にしている家族とみなし、同一世帯員とします。
  - ・主たる家計支持者が勤務地に赴任し、別居しているとき
  - ・修学や病気療養のために一時的に別居しているとき
  - ・その他、上記のいずれかと同様の状態にあるとき
- ④ 連帯保証人の住民票 ※連帯保証人の住所が、上記③の住民票で確認できない場合のみ
- ⑤ 学業成績を証明する書類  
※平成28～令和4年度の貸与申請時に提出した学業成績を証明する書類については、今回提出を省略することができます。省略する場合は、**追加分(前年度の学年分)の書類のみを提出してください。**

<応募基準>: 以下に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、以下の基準に該当する者であること。

継続貸与申請時の在学年次	応募基準となる成績の対象期間	評定平均値
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校3.0以上かつ 大学 可以上
大学3年生	大学1年生～大学2年生	可以上



大学4年生	大学1年生～大学3年生	可以上
大学5年生（医学生等）	大学1年生～大学4年生	可以上
大学6年生（医学生等）	大学1年生～大学5年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上
専修学校（専門課程）2年生	高校1年生～専修学校（専門課程）1年又は 専修学校（高等課程）1年生～専修学校（専門課程）1年	高校又は専修学校（高等課程）3.0以上 かつ 専修学校（専門課程） 可以上
専修学校（専門課程）3年生以上	専修学校（専門課程）1年生～申請時に在学する学年の前年の学年  (例) 専門課程4年生の場合は、 専門課程1年生～3年生まで	可以上

※上記「大学」には、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含みます。

- ⑥ 生計を維持する者（主たる家計支持者）※ の2022年の収入の年額を証明する書類  
 <応募基準>：別添「清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準」に示す収入基準額以下に該当するもの。

※「申請者の生計を維持する者（主たる家計支持者）」とは、本人の父母またはこれに代わって家計を支える者のうち、所得金額の最も多い人を指します。

【生計を維持する者（主たる家計支持者）の2022年の収入の年額を証明する書類】

区分	提出する証明書類
給与所得者	2022年分の給与所得の源泉徴収票の写し
年金（恩給）受給者	年金（恩給）の改定通知書の写し、支給窓口発行の支給額証明書、支給通知書 等
事業・配当・不動産及び雑所得のある者	市町村長が発行する「2023年度（令和5年度分）」の所得課税証明書 ※「2023年度所得課税証明書」は市町村によって発行開始日が異なります。 <u>年度間違いにご注意ください。</u> 発行開始日は事前に市町村へご確認ください。

- ⑦ その他の証明書（※申請時点で、申請者及び生計を一にする家族が該当する場合のみ）

区分	提出する証明書類
障がい者	対象者全員の 障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の写し
長期療養者 ※長期療養者は申請時点で6ヶ月以上療養している人であり、申請時点で療養を終えている場合は対象となりません。	医師等の証明書 等
災害、火災及び盗難等	り災証明書、盗難届出証明書等
生計を維持する者が別居している場合 ※仕事の都合等で単身赴任している場合が対象となり、家庭の事情により自発的に別居している場合は対象となりません。	別居のために特別に支出している金額が証明できるもの
退職（予定）者又は失業者	退職（予定）証明書又は雇用保険受給資格者の写



- ⑧ 連帯保証人の印鑑登録証明書  
(※令和4年度以前の貸与申請時から印鑑登録の変更がない場合は不要です。)

- ・連帯保証人は、「1名」としてください。
- ・その保証人は、原則、県内に住所を有する三親等内の親族で成年者であるもののいずれかでなければなりません。
- ・連帯保証人の年齢（成年に限る）や職業に就いているかどうかは問いません。
- ・なお、破産宣告を受けている方は保証人になることはできません。

- ⑨ 【振込先口座に変更がある場合（金融機関の統合等による支店変更も含む）のみ】  
変更届（関係届出書）及び通帳の写し  
(通帳の写しは金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できること)  
※必ず申請者本人の名義の口座としてください。

- ⑩ チェックリスト（当てはまるものにチェックをし、あわせて提出してください。)

(3) 提出期限 **令和5年 6月 5日(月)【締切日消印有効】**

- ※ 継続申請については、提出期限に関わらず、申請書及び添付資料の準備が整い次第、速やかに提出してください。

(4) 提出先

〒500-8570  
岐阜市藪田南2-1-1  
岐阜県庁 地域振興課 宛

※封筒に「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書（継続）\*\*\*\*\*」と朱書きしてください。  
「\*\*\*\*\*」には5桁の貸与決定番号を記入してください。

【郵送のみ】：配達状況が確認できる方法（特定記録郵便、レターパック等）で郵送してください。  
**締切日を過ぎた日付の消印のものは受付できません。**

(5) 選考

- ・継続申請についても、書類審査により選考します。
- ・申請内容によっては、貸与不承認となる場合があります。

(6) 貸与決定

令和5年7月中旬(予定)に書面で申請者あて通知します。

【下宿先に郵送します。送付先の個別対応は行っておりませんのでご了承ください。】

(7) 貸与方法

奨学金は、年3回に分けて指定の口座に振り込みます。

### 《ご注意！》

本奨学金は年度ごとの申請となります。

昨年度までに貸与決定を受けた方で、今年度の貸与を希望する場合は、必ず期日までに申請をする必要があります。申請が無い場合、その年度は貸与することができません。

また、昨年度までに貸与決定を受けた方のうち、留年等により正規の修業年限を超えた場合なども貸与できないことがあります。ご不明な場合は、地域振興課 奨学金担当までお問い合わせください。

継続申請の対象者で、今年度の貸与を希望されない方(貸与申請辞退の方)は、貸与を希望されない旨について、下記本奨学金ホームページに記載されている《C. 継続申請 辞退者》専用申請フォームからお届けのうえ、在学証明書(令和5年4月1日以降発行のもの)の提出をお願いします。

◆ 「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



### 3 貸与決定について

#### (1) 貸与決定までの流れ

- ・申請者から奨学金貸与申請書の提出があった後、書類審査を行います。
- ・審査の結果を受けて、「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与決定通知書」または「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与不承認決定通知書」により通知します。（書面による通知です。メール又は口頭ではお知らせいたしません。）  
なお、通知書は下宿先へ郵送します。郵送先の個別指定対応は行っておりませんのでご了承ください。
- ・不承認となった場合も、申請書類は返却いたしません。（新規申請者の通帳の写しを除く）

時 期	申 請 者	岐 阜 県
4 / 19 ~ 6 / 5 <u>(6/5 消印有効)</u>	<b>①</b> 専用の申請フォーム入力・送信（当奨学金ホームページ内） <b>②</b> 「清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書（裏）」及び 添付書類 ※②は郵送で提出	書類審査
6 月中 ~ 7 月上旬		
7 月中旬（予定）	下宿先に郵送	貸与決定 / 不承認決定 通知
貸与決定から 20 日以内	「誓約書」 提出	
7 月末 (予定)		奨学金の貸与（初回）

#### (2) 奨学金の貸与

- ・奨学金は原則、年3回に分けて振り込みます。  

振込日	7 月末	4 月 ~ 9 月分
	10 月末	10 月 ~ 12 月分
	1 月末	1 月 ~ 3 月分
- （新規貸与及び継続貸与ともに、貸与決定が7月中旬の予定のため、初回は6ヶ月分をまとめて7月末に貸与します。）
- ・奨学生は、奨学金の振込の都度、毎回、直ちに「清流の国ぎふ大学生等奨学金借用証書」を提出する必要があります。
- ・誓約書や借用証書の未提出がある場合、奨学金の貸与ができなくなることがあります。

## 4 奨学金の貸与決定の取消しについて

奨学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、奨学金の貸与決定の一部又は全部が取り消されることとなります。

- ・死亡したとき
- ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・大学等を退学したとき
- ・奨学金の貸与期間中に岐阜県内に転居したとき
- ・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき
- ・奨学金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき

※休学又は停学の処分を受けたときも貸与は行いません。

## 5 奨学金の返還債務の免除について

### (1) 返還債務免除の条件

返還債務 免除条件	<p>・次のいずれにも該当する者である場合、返還債務の全額が免除されます。</p> <p>①大学等を卒業した月の翌月から起算して12ヶ月以内に、<u>県内に居住し、引き続き5年間居住していること。</u></p> <p>②大学等を卒業した月の翌月から起算して12ヶ月以内に、<u>県内で就業※1し、引き続き5年間就業していること。</u></p> <p>※1「<u>県内で就業</u>」とは 大学等を卒業し、<u>県内に主たる事業所を有する法人・団体において就業することもしくは個人事業主またはその事業専従者であること。</u> 短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百条第三項に規定する短時間労働者をいう。）、その他それに相当するものは含みません。</p> <p>・また、上記の返還債務免除の他、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなると認められるとき、又は奨学金を返還することが困難と認められるときは、奨学金の返還が全部又は一部免除される場合があります。</p>
--------------	--

※「県内に主たる事業所を有する法人等」に就業した後、転勤、出向、その他県外に居住又は県外で就業していることがやむを得ないと認められる場合は、就業期間に引き続き通算する。

【免除条件の特例】（令和4年度から）

11ページの表中の①及び②に該当するほか、県内就業の機会をいっそう増やしUターン就業を促進するために、次の要件を満たす場合についても、返還債務が免除となります。（当奨学金を貸与された方のうち、令和3年10月1日以後に大学等を卒業した方が対象です。）

<p>返還債務 免除条件</p> <p><b>特例</b></p>	<p>以下の<u>③に該当したのち、④及び⑤に該当すること。</u></p> <p><u>③大学等を卒業した月の翌月から起算して12ヶ月以内に、「（大学等を卒業した月の翌月から起算して）12ヶ月後～18ヶ月以内に」県内で就業※2する予定となっている者。</u></p> <p>※2「<u>県内で就業</u>」とは 大学等を卒業し、<u>県内に主たる事業所を有する法人・団体において就業することもしくは個人事業主の事業専従者であること。</u> 短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百条第三項に規定する短時間労働者をいう。）、その他それに相当するものは含みません。 <u>特例要件で就業する場合は、個人事業主としての就業予定は認めません。</u></p> <p><u>④大学等を卒業した月の翌月から起算して18ヶ月以内に、県内に居住し、引き続き5年間居住していること。</u></p> <p><u>⑤大学等を卒業した月の翌月から起算して18ヶ月以内に、県内で就業※2し、引き続き5年間就業していること。（③の就業予定にしたがって就業している者に限る。）</u></p>
---------------------------------------	---

※「県内に主たる事業所を有する法人等」に就業した後、転勤、出向、その他県外に居住又は県外で就業していることがやむを得ないと認められる場合及び県内転職して県内居住している場合は、就業期間に引き続き通算する。

## 6 奨学金の返還について

### (1) 返還

以下のいずれかに該当することとなった場合には、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第9条の大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日から奨学金を月賦若しくは半年賦又は一括払いにより返還しなければなりません。

- ① 大学等を卒業したとき（ただし、返還免除条件を満たす場合は返還が猶予されます。）
- ② 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき（ただし、返還免除条件を満たす場合は返還が猶予されます。）
- ③ 次の要件のいずれかを欠くに至ったとき
  - ・ 県外に住所を有し、かつ県外の大学等に在学していること
  - ・ 大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること
  - ・ 学業成績が優秀であると認められること
  - ・ 経済的理由により修学が困難であると認められること

※奨学金の返還期間は、貸与を受けた奨学金の額を、下記の計算により得た数に相当する年数（その年数に1年未満の端数があるときはその端数を切り捨てた年数とし、その年数が1年に満たないときは1年とする。）以内です。可能な限り早期で返還完了できるよう返還計画をご検討ください。

- (1) 令和5年度以降の貸与額 … 「24万円で除して得た数に相当する年数」以内
- (2) 令和4年度以前の貸与額 … 「12万円で除して得た数に相当する年数」以内

(1) と(2)いずれの期間内にも貸与を受けている場合は、(1)、(2)の年数の合算とします。

※また、奨学金は無利息です。ただし、奨学金を返還すべき日（納期限）までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき県税延滞金の計算と同じ方法で算出した延滞金を支払うこととなります。

※貸与の要件を失っていたことが判明した場合、要件を満たしていない月の奨学金を取り消し、取消分のうち、すでに貸与されている奨学金がある場合は、ただちに返還となります。

### (2) 返還債務の履行猶予条件

次のいずれかに該当する場合、次の期間が猶予されます。

- ① 以下の返還債務の履行猶予条件（イ、ロ）のいずれにも該当したとき 該当する期間
  - イ：大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、県内に居住している者であること。
  - ロ：大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、県内で就業している者（県内に主たる事業所を有する法人において就業する者その他の規則で定める者に限る）であること。
- ② 大学等に在学しているとき 在学している期間
- ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき 知事が認める期間

※上記のほか、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、免除条件の特例（12ページ表中③及び④、⑤）に該当する旨を申し出た場合についても猶予となります。

**猶予の特例**

## 7 申請・届出等に必要な書類一覧

申請書などの様式は、岐阜県地域振興課のホームページからダウンロードしてください。

「清流の国ぎふ大学生等奨学金」ページ（岐阜県公式ホームページ内）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14710.html>



### ■奨学金の貸与を申請するとき 【正1部】

◎…必ず提出 ○…該当がある場合に提出 △…変更がある場合に提出（継続申請の方）

提出書類	備考	新規	継続
<b>※申請専用フォーム</b> （当奨学金ホームページ内） A. 新規申請者 B. 継続申請者	フォームに入力のうえ、必ず送信ボタンを押してください。 卒業後に岐阜県でどのように活躍したいか記入する項目については、 <b>新規・継続に関わらず具体的かつ詳細に記入してください。</b>	◎	◎
<b>貸与申請書（規則 第1号様式）【裏面】</b>	申請者、連帯保証人の氏名等は自署してください。	◎	◎
<b>大学等に在学することを証明する書類</b> <b>【原本】</b>	大学等の発行する在学証明書（令和5年4月1日以降に発行されたもの） <b>【コピー不可、学生証のコピー不可】</b>	◎	◎
<b>県内の高等学校若しくは特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のものに限る。）を卒業し、又は高等専門学校の第3学年の課程を修了したこと証明する書類</b> <b>【原本】</b>	高等学校、特別支援学校、専修学校、高等専門学校が発行する <b>卒業証明書</b> <b>【コピー不可、卒業証書のコピー不可】</b>	◎	
<b>学業成績を証明する書類</b> <b>【原本】</b>	大学、高等学校等が発行する <b>成績証明書【コピー不可、通知表は不可】</b>	◎	◎
<b>申請者が県外に居住していることを証明する書類</b>	住民票（令和5年4月1日以降に発行されたもの）又は アパート賃貸契約書等の写し（下宿先住所・入居者名・契約期間（契約更新の記載）が確認できること。）	◎	◎
<b>申請者の属する世帯（生計を一にする家族全員）の住民票</b>	令和5年4月1日以降に発行されたもの。 別居していても、生計を一にしている家族は同一世帯員とみなします。 ※申請者が住民票を県外に移していない場合、申請者及び生計を一にする家族全員が記載されているもの ※申請者が外国籍である場合は、在留資格及び在留期限が記載されているもの	◎	◎
<b>連帯保証人の住民票</b> ※連帯保証人の住所が、上記の「世帯の住民票」で確認できない場合のみ	令和5年4月1日以降に発行されたもの。	○	○



申請者の生計を維持する者（主たる家計支持者）の <u>2022年の収入の年額</u> を証明する書類		<p>〔給与所得〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年分の源泉徴収票の写し</li> </ul> <p>〔年金（恩給）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金（恩給）改定通知書の写し</li> <li>・支給窓口発行の支給額証明書、支給通知書等</li> <li>・市町村長が発行する2023年度（令和5年度分）の所得課税証明書</li> </ul> <p>〔事業・配当・不動産及び雑所得のある者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が発行する<u>2023年度（令和5年度分）</u>の所得課税証明書</li> <li>・税務署の受付印のある確定申告書（第一表及び第二表）の写し（令和5年に申告したもの）</li> <li>・e-taxにより確定申告した場合は受付日時等が印字された確定申告書又は申告内容確認票の第一表及び第二表</li> </ul> <p>《ご注意》</p> <p>※「2023年度所得課税証明書」は市町村によって発行開始日が異なります。必ず事前に市町村へ確認していただき、申請締切日までに取得できない場合は事前に奨学金担当にご連絡のうえ、<u>所得課税証明書以外の書類については全て申請締切日までの消印にてご提出ください。</u></p> <p>（ただし、速やかに追加提出いただけない場合、審査できないことがあります。）</p>	◎	◎
連帯保証人の印鑑登録証明書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原本</span>		<p>【コピー不可】</p> <p>※継続申請者で連帯保証人の変更をする場合は別途「連帯保証人変更承認申請書」の提出が必要です。</p>	◎	△
その他の証明書	障がい者控除の証明	対象者全員の 障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の写し	○	○
	長期療養に要した費用	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額を証明するもの （対象期間）申請時点までの直近1年間の支出（対象となる科目） 医師又は歯科医師への診療・治療費 病院、診療所への入院費用 治療又は療養のための医薬品費 病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る）	○	○
	生計を維持する者が別居している場合の費用の証明	自己都合、家族の都合による別居は対象外	○	○
	退職（予定）者又は失業者	退職（予定）証明書又は雇用保険受給資格者の写し	○	○

通帳の写し	金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できること（ゆうちょ銀行可）  ※継続申請者は振込先口座に変更がある場合（金融機関の統合等による支店変更も含む）のみ変更届（規則 第14号様式：関係届出書）と併せて提出	◎	△
チェックリスト		◎	◎

■連帯保証人の変更をするとき

提出書類
連帯保証人変更承認申請書 変更後の連帯保証人の印の印鑑登録証明書

令和5年度

清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準

岐阜県清流の国づくり推進部地域振興課

# 清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準

## 【総則】

本書では、「清流の国ぎふ大学生等奨学金」（以下、「奨学金」と言う。）の貸与申請の応募基準を示すものであり、条例・規則・要綱を補うものとする。

### 1. 選考方針

県内の高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部及び同法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程であって修業年限が3年以上のもの）を卒業又は高等専門学校（同法第1条に規定する高等専門学校）の第3学年の課程を修了し、県外に住所を有しかつ県外の大学（専攻科、別科及び大学院を除き、短大を含む。）及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る）並びに専修学校（専門課程に限る）に在学する学生で、将来、岐阜県で活躍する意思があり、学業が優秀かつ経済的理由により修学が困難と認められる者を選考する。

### 2. 応募基準

次の各号のいずれにも該当する場合、貸与申請（新規・継続）を行うことができる。

- (1) 県内の高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部及び同法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程であって修業年限が3年以上のもの）を卒業又は高等専門学校（同法第1条に規定する高等専門学校）の第3学年の課程を修了していること。
- (2) 県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること。
- (3) 貸与申請をする時に三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人が県内に住所を有していること。
- (4) 大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること。
- (5) 学業成績が優秀であり、以下の基準に該当すること

■ 下記に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、下記の基準に該当する者であること。

新規貸与申請時の在学年次	応募基準となる成績の対象期間	評定平均値
大学1年生	高校1年生～高校3年生	3.0以上
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校3.0以上かつ 大学 可以上
大学3年生	大学1年生～大学2年生	可以上
大学4年生	大学1年生～大学3年生	可以上

大学5年生（医学生等）	大学1年生～大学4年生	可以上
大学6年生（医学生等）	大学1年生～大学5年生	可以上
高等専門学校4年生	高等専門学校1年生～3年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上
専修学校（専門課程）1年生	高校1年生～高校3年生 又は 専修学校（高等課程）1年生～3年生	3.0以上
専修学校（専門課程）2年生	高校1年生～専修学校（専門課程）1年 又は 専修学校（高等課程）1年生～専修学校（専門課程）1年	高校又は専修学校（高等課程）3.0以上 かつ 専修学校（専門課程）可以上
専修学校（専門課程）3年生以上	専修学校（専門課程）1年生～申請時に在学する学年の前年の学年  (例) 専門課程4年生の場合は、 専門課程1年生～3年生まで	可以上

- (6) 経済的理由により修学が困難であり、生計を維持する者（主たる家計支持者）の前年1年間の総所得金額が収入基準額表の収入基準額以下であること（「主たる家計支持者」とは、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者のうち所得金額の最も多い人を指します）。

#### 【計算手順】

- 一 生計を維持する者（主たる家計支持者）の前年1年間の総収入金額を把握してください（源泉徴収票等による）。  
■総収入金額…生計を維持する者（主たる家計支持者）の金銭、物品等を合わせた総収入額
- 二 総収入金額の区分に基づき下記の「ア 給与所得等の計算式」、及び「イ 給与所得等以外の所得の計算」により、所得金額を計算してください。
- 三 二で得た所得金額から、さらに該当する特別控除額（3ページ参照）を控除し、総所得金額を算出します。
- 四 三で得た総所得金額が収入基準額表（4ページ参照）の該当する世帯人員の区分の収入基準額以下となることを確認してください。

☞ 5 ページ に収入基準額の算定例を示してありますのでご参照ください。

- ① 「総所得金額」とは、生計を維持する者（主たる家計支持者）の金銭、物品等の総収入金額に基づいて、次により計算した所得金額を合計したものの。

ア 給与所得等の計算式

俸給、給料、賃金、年金、恩給等の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円以下のもの	収入金額×0.8－214万円＝所得金額
収入金額が400万円を越え781万円未満のもの	収入金額×0.7－174万円＝所得金額
収入金額が781万円以上のもの	収入金額－408万円＝所得金額

※ 2つ以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。

イ 給与所得等以外の所得の計算：【総収入金額】－【必要経費】＝【所得金額】

- ② その世帯が次の表に掲げる特別の事情がある場合は、上記①に掲げる計算式により算定した総所得金額から、更に次の表の特別控除額を控除した金額を総所得金額と見なす。

特別の事情	特別控除額				
母子、父子世帯であること	99万円				
就学者のいる世帯であること	小学校		31万円		
	中学校		46万円		
児童・生徒・学生 1人につき  ※本人も控除対象とする ※大学院生は控除の対象外	高等学校	国公立	39万円	69万円	
		私立	88	118	
	高等専門学校	国公立	1～3年	39	69
			4, 5年	43	72
		私立	1～3年	88	118
			4, 5年	87	116
	大学	国公立	74	121	
		私立	133	180	
	専修学校	高等課程	国公立	39	69
			私立	88	118
専門課程		国公立	36	81	
		私立	102	147	
障がい者のいる世帯であること	障がい者1人につき		99万円		

長期療養者のいる世帯であること	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額
生計を維持する者（主たる家計支持者）が別居している世帯であること	別居のために支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額

### ③ 世帯人員

本人と生活を一にする家族（ただし、家事の使用人を除く）、家計支持者又は就学者の別居、病気療養のための別居については同一家族と見なす。

#### 【収入基準額表】

区 分		収 入 基 準 額	
		高等専門学校	大学・専修学校（専門課程）
世 帯 人 員	1人	103万円	139万円
	2人	165万円	198万円
	3人	190万円	212万円
	4人	206万円	229万円
	5人	221万円	239万円
	6人	234万円	250万円
	7人	246万円	262万円
	8人以上	257万円に1人増すごとに11万円を加算した額	274万円に1人増すごとに12万円を加算した額



## ○ 収 入 基 準 (例)

■各家庭で状況が違いますので一概には言えませんが、収入基準額の算定の例を下に示しておきます。

**【例1】 県外私立大学へ自宅外通学(下宿)：3人家族**

父	家計支持者	給与所得(収入)：800万円(税込)以下 事業所得：必要経費等差し引き後、 所得が390万円以下
母		
本人	私立大学、自宅外通学(下宿)	

**【例2】 県外国立大学へ自宅外通学(下宿)：3人家族**

父	家計支持者	給与所得(収入)：720万円(税込)以下 事業所得：必要経費等差し引き後、 所得が330万円以下
母		
本人	国立大学生、自宅外通学(下宿)	

**【例3】 県外国立大学へ自宅外通学(下宿)：4人家族**

父	家計支持者	給与所得(収入)：790万円(税込)以下 事業所得：必要経費等差し引き後、 所得が380万円以下
母		
本人	国公立大学生、自宅外通学(下宿)	
妹	公立高校生、自宅通学	

**【例4】 県外私立大学へ自宅外通学(下宿)：4人家族**

父	家計支持者	給与所得(収入)：850万円(税込)以下 事業所得：必要経費等差し引き後、 所得が440万円以下
母		
本人	私立大学生、自宅外通学(下宿)	
弟	公立高校生、自宅通学	

**【例5】 県外国立大学へ自宅外通学(下宿)：4人家族**

父	家計支持者	給与所得(収入)：935万円(税込)以下 事業所得：必要経費等差し引き後、 所得が530万円以下
母		
本人	国立大学生、自宅外通学(下宿)	
弟	私立大学生、自宅外通学(下宿)	

**【例6】 県外国立大学へ自宅外通学(下宿)：4人家族**

父	家計支持者	給与所得(収入)：875万円(税込)以下 事業所得：必要経費等差し引き後、 所得が470万円以下
母		
本人	国立大学生、自宅外通学(下宿)	
弟	国立大学生、自宅外通学(下宿)	

※家族の人数や就学状況によって収入基準額が大きく異なります。

※事業者については、収入＝所得とはなりません。税金、必要経費等を差し引いた所得金額(確定申告書の所得金額欄)を算定の額としています。そのため、給与所得者とは基準額が変わってきます。

# 将来、岐阜県にUターンし、岐阜県で活躍する 意思のある方に奨学金を貸与します！

大学等卒業後、岐阜県内に居住し、県内企業等で  
就業した場合は奨学金の返還が免除されます。



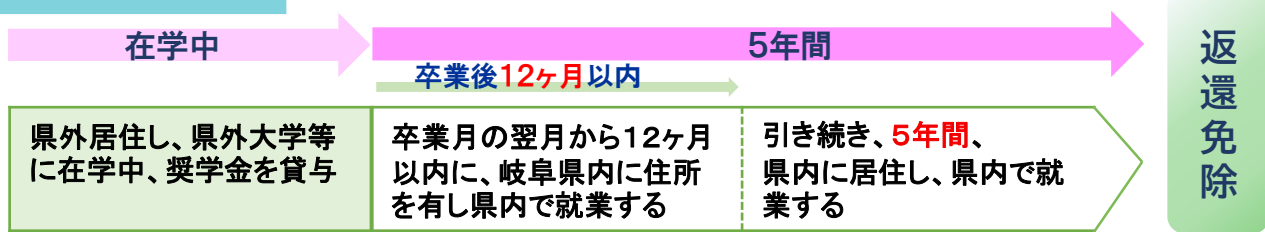
## 令和5年度奨学生 募集概要

貸与金額	月額 60,000円	R5年度より増額
貸与対象	岐阜県内の高等学校等を卒業した方で、 <u>県外に住所を有し、かつ、県外の大学等(※)に在学していること。</u> (※)「大学等」とは、大学(専門職大学を含む)、短期大学(専門職短期大学を含む)、高等専門学校(第4、5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)のことです。大学院は含みません。	
貸与期間	貸与決定を受けた者が、在学している県外大学等を卒業する日の属する月までの間。 (※正規の修業年限を上限とします。)	
募集人数	新規120名	
募集期間	令和5年4月19日(水)～令和5年6月5日(月)	
返還免除条件	次の要件を全て満たした場合は、奨学金の返還を全額免除します。 ①大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に県内に住所を有し、引き続き5年間県内に居住すること。 ②大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に県内で就業し、引き続き5年間就業していること。	

※郵送により申請してください。締切日消印有効。

※返還免除条件を満たすことができなくなった場合は、貸与額は全額返還となります。

### 返還免除までの流れ



制度の詳細および応募方法、申請書類などは、  
岐阜県庁のホームページでご確認ください。



岐阜県 清流の国ぎふ大学生等奨学金

検索

成績基準および収入基準の算定についてはホームページ掲載の応募基準でご確認いただき、ご不明な場合はお問い合わせください。

お問い合わせ  
/ 申請先

岐阜県 清流の国推進部 地域振興課 地域プロモーション係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8197

E-mail c11143@pref.gifu.lg.jp

FAX 058-278-3530

開庁日および受付時間：平日 8:30～17:15

清流の国ぎふ

第1号様式（第6条関係）

（表）

清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続						
ふりがな		(満 歳)			奨学金の貸与希望期間	
氏 名		年 月 日生			年 月から 年 月まで 年 月間	
在学する大学等	<input type="checkbox"/> 国公立	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校		(大学等の名称)		(卒業予定) 年 月
	<input type="checkbox"/> 私立			(学年)		
卒業した高等学校等	(高等学校等の名称)					
本人	現住所	※携帯メールアドレス ( )			電話番号 ( )	
		〒 -				
家族	現住所	〒 -			電話番号 ( )	
申請者を除く家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	職 業	勤 務 先	年収(税込)
			歳			円
(卒業後に岐阜県でどのように活躍したいか具体的かつ詳細に記入してください。)						

備考

- 1 該当する□の中に✓印を記入してください。
- 2 家族欄は、生計を維持する者の住所及び氏名等を記入すること。

貸与申請書(表)は、奨学金ホームページより  
オンライン専用申請フォームをご利用ください。

【新規】  
貸与希望年月～卒業予定年月  
【継続】  
貸与開始～卒業予定年月

(表)

清流の国ぎふ大学生等奨学金貸与申請書 新規 継続

ふりがな	しょうがく つとむ		申請日現在の年齢を記入 (満19歳)		奨学金の貸与希望期間	
氏名	奨学 勉		平成14年4月8日生		令和5年4月から令和●●年3月まで	
在学する大学等	<input type="checkbox"/> 国公立 <input checked="" type="checkbox"/> 私立	<input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校	(大学等の名称) 清流の国大学 (学年) 1学年(4年制大学) (学部等の名称) 教育学部		(卒業予定) 令和●●年3月	
卒業した高等学校等	(高等学校等の名称) 岐阜県立清流高等学校					振込時等に、課よりお知らせメールを送信します。常時確認できるメールアドレスを記入
本人	現住所	※携帯メールアドレス (c11143@pref.gifu.lg.jp) 電話番号 090(000)0000 〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 コーポミナモ 37号室				平日の日中に連絡がつかやすい連絡先を記入
家族	現住所	電話番号 090(000)0000 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1				
申請者を除く家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)
	祖母	奨学 清子	78歳	無職	-	0円
	父	奨学 勤	50歳	会社員	〇〇株式会社	600万円
	母	奨学 知子	45歳	パート	△△株式会社	100万円
	兄 妹	奨学 学 奨学 励子	21歳 12歳	大学生 小学生	□□大学(私立・下宿) ☆☆小学校(通学)	
(卒業後に岐阜県でどのように活躍したいか具体的かつ詳細に記入してください。)						
※審査に影響することがあります。くわしくていねいに記入してください。						

住民票に記載のある人で、本人と生計を同一にする家族のみを記入。  
別居していても同一生計であれば記入、住民票の添付が必要です。  
<例>  
含める………単身赴任  
就学者の別居  
含めない………別生計の兄弟姉妹

高校生・専門学生・大学生・専修学生は、収入基準額算定のために下記を必ず記入する。  
① 国公立か私立  
② 通学か下宿  
※大学院生も同様に明記。(大学院生は控除対象外。)

年収は収入があるもの全員記入。書類の添付は、主たる家計支持者のみで良い。

備考

- 1 該当する□の中に✓印を記入してください。
- 2 家族欄は、生計を維持する者の住所及び氏名等を記入すること。

(裏)

上記のとおり、奨学生として奨学金の貸与を受けたいので申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

ふりがな  
本人氏名 ㊟

私は、上記申請者が奨学生として採用された場合にはその連帯保証人として奨学金の貸与及び返還について申請者本人と連帯して責任を負います。

なお、破産手続開始の決定は受けておりません。

ふりがな  
連帯保証人氏名 ㊟

現住所 〒

電話番号

携帯電話番号（緊急連絡先）

メールアドレス

生年月日 年 月 日生

申請者との続柄

職業

#### 添付書類

- 1 大学等に在学することを証明する書類
- 2 県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証明する書類（※1）
- 3 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 4 三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人の住民票の写し（※2）
- 5 学業成績を証明する書類
- 6 生計を維持する者の収入の年額を証明する書類
- 7 連帯保証人の印の印鑑登録証明書（※3）

※1は、継続貸与申請の場合は、添付不要

※2は、申請者の属する世帯が県内にある場合は、添付不要

※3は、継続貸与申請の場合において、新規貸与申請時又は連帯保証人変更時から印鑑登録の変更がないときは、添付不要

#### 備考

- 1 申込者及び連帯保証人の氏名等は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、原則として県内に住所を有する三親等内の親族であること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。

貸与申請書(裏)は書面にて提出してください。(表はオンライン申請)

記入日(必ず募集期間内の日付で)

(裏)

上記のとおり、奨学生として奨学金の貸与を受けたいの

令和5年 ●月●●日

岐阜県知事 様

ここで押す印鑑は、貸与決定後の誓約書・借入書等で同一のものを使用する必要があるため控えておくこと。

ふりがな  
本人氏名

しょうかく つとむ  
奨学 勉

奨学

私は、上記申請者が奨学生として採用された場合にはその連帯保証人として奨学金の貸与及び返還について申請者本人と連帯して責任を負います。

なお、破産手続開始の決定は受けておりません。

連帯保証人

ふりがな  
氏名  
現住所

しょうかく すずむ  
奨学 勤

勤奨学

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南

2-1-1

058-000-0000

090-0000-0000

c 11143@pref.gifu.lg.jp

S44年 4月10日生

父

会社員

実印

※印鑑登録証明書と同一の印鑑を押すこと

【新規】県内に住所を有する三親等内の親族で成年者であるもののいずれか。

【継続】新規申請時と同一の連帯保証人とする。(変更する場合、変更届が必要)

添付書類

- 1 大学等に在学することを証明する書類
- 2 県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証明する書類(※1)
- 3 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 4 三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人の住民票の写し(※2)
- 5 学業成績を証明する書類
- 6 生計を維持する者の収入の年額を証明する書類
- 7 連帯保証人の印の印鑑登録証明書(※3)

※1は、継続貸与申請の場合は、添付不要

※2は、申請者の属する世帯が県内にある場合は、添付不要

※3は、継続貸与申請の場合において、新規貸与申請時又は連帯保証人変更時から印鑑登録の変更がないときは、添付不要

備考

- 1 申込者及び連帯保証人の氏名等は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、原則として県内に住所を有する三親等内の親族であること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。

第4号様式（第7条関係）

誓 約 書

私は、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例に定める奨学生としての誇りをもって、  
学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、卒業後は、ふるさと岐阜に戻って就業することを誓います。

年 月 日

貸与決定番号 第 号

氏 名 ④

岐阜県知事 様



第5号様式（第8条関係）

清流の国ぎふ大学生等奨学金借用証書	
借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
大 学 等 名 称	
上記のとおり借用します。 年 月 日 貸与決定番号 第 号 住 所 〒 氏 名 ⑩ 岐阜県知事 様	

※この奨学金借用証書は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第91条の3第2項の規定の適用により印紙税は課されません。

# ジンチャレ！登録申込書

学生用

■ご登録いただきますと、以下のサポートが受けられます。

就職相談・WEB就職相談 企業研究 自己分析 就活セミナー  
応募書類対策 面接対策 新卒求人 出張就職相談 等

■登録希望の方でメールアドレスをご記入頂いた方には、メルマガ(合同企業説明会やセミナー情報などの就活情報)を配信させていただきます。

■個人情報の取り扱いについては、別紙「ジンチャレ！個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

■ぎふジョブガイドホームページから、オンライン登録ができます。

ぎふジョブガイド <https://www.jinzai-gifu.jp/>

ジンチャレ！登録ページ

ジンチャレ！登録ページ <https://jinchare.jinzai-gifu.jp/ginchare>

QRコードはこちら →



■ジンチャレ登録申込書

\*オンライン登録を済ませた方は、申込書の提出は不要です。

受付日	年	月	日		
フリガナ			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 回答しない	生年月日 ( 歳 )	
氏名				<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年
連絡先住所	〒		【帰省先】		市町村
TEL (自宅)			TEL (携帯)		
MAIL			@		
下記の文字については、丁寧に大きな字でご記入ください。					
ハイホン アンダーバー オー ゼロ エヌ イチ エム アール フイ ゼット ニ 【 - ・ _ 】 【 0 ・ 0 】 【 n ・ h ・ m 】 【 r ・ v 】 【 z 2 】					
現在の状況	<input type="checkbox"/> 学生 → 20 年 月 卒業予定 <input type="checkbox"/> 高専 <input type="checkbox"/> 専門 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 在学中 (学校名・学部・学科名 : )				

岐阜県商工労働部産業人材課

TEL : 058-272-1111 (内線3682)

岐阜県総合人材チャレンジセンター

TEL : 058-278-1149

(岐阜県中小企業総合人材確保センター内)

## 個人情報の取り扱い等について

岐阜県総合人材チャレンジセンター[以下、「ジンチャレ!」という](岐阜県中小企業総合人材確保センター内)を利用する皆様が安心してサービスをご利用いただけるよう、私たちの個人情報の定義・取り扱いについてご説明いたします。

### ◆個人情報の定義について

個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、職務経歴、電話番号、メールアドレスなど個人別に付与された番号・その他の符号、映像もしくは音声により特定の個人と識別できるものをいいます。また、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものも個人情報として取り扱います。

### ◆個人情報を収集する目的

就職・転職・進路決定等に関するアドバイスなど、ジンチャレ!のサービスを適切に提供することを目的に収集させていただきます。

### ◆個人情報の利用・提供のお約束

私たちは個人情報を収集する目的の範囲内でお取扱いいたします。お預かりした個人情報は、法令や公的機関からの命令等の場合を除き以下の目的で利用いたします。

- ① 求職者の希望に合った岐阜県が主催する事業のイベント、セミナー等サービスの情報提供に係る連絡
- ② 就職相談、状況確認、就職後の支援など

### ◆個人情報管理責任者について

個人情報の管理責任者を拠点毎に配置しております。

### ◆個人情報の開示について

お預かりしている個人情報につきまして、ご本人から開示の連絡をいただいた場合には、ご本人であることを確認させて頂いた上で、速やかに開示いたします。

### ◆個人情報の利用停止等について

お預かりしている個人情報に関する利用停止等について、ご本人からご連絡いただいた場合は、ご本人であることを確認させて頂いた上で、速やかに対応いたします。

### ◆個人情報の訂正について

個人情報を常に正確かつ最新の状態で管理するよう努めています。よって住所や連絡先など個人情報に変更があった場合には、ご本人よりご連絡ください。ご本人であることを確認させて頂いた上で、ジンチャレ!で責任をもって変更させていただきます。



### ◆岐阜県総合人材チャレンジセンター

本 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2F  
ぎふ出張相談窓口 岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG2F

☎058-278-1149

☎058-214-3081

# 令和5年度 清流の国ぎふ大学生等奨学金 提出書類チェックリスト

※令和5年6月5日(月)締切日消印有効

以下の【1】～【7】のいずれにも該当する者であること

↓チェック

【1】岐阜県内の高等学校等を卒業している	<input type="checkbox"/>
【2】現在、岐阜県外に住所を有している(下宿している)	<input type="checkbox"/>
【3】現在、岐阜県外の大学等に在学している(大学院生は本奨学金の対象となりません)	<input type="checkbox"/>
【4】申請時に、三親等内の親族で成年者であるもののいずれか 又は 連帯保証人が県内に住所を有している ※連帯保証人については「募集のしおり」を参照してください。	<input type="checkbox"/>
【5】成績基準を満たしている ※「清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準」を参照してください。	<input type="checkbox"/>
【6】収入基準を満たしている ※「清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準」を参照してください。	<input type="checkbox"/>
【7】大学等卒業後に、岐阜県内で就業・居住(Uターン)する意思がある	<input type="checkbox"/>



(□)は該当がある場合のみ提出してください。

提出書類 ◆各書類の詳細については、今年度の「募集のしおり」をご確認ください。	新規申請者	継続申請者
貸与申請書(当奨学金ホームページ内専用フォームに入力・送信のうえ、様式「裏面」を提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大学等在学証明書 原本 (令和5年4月1日以降のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高等学校等卒業証明書 原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高等学校等学業成績証明書 原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大学等学業成績証明書 原本	(□)	<input type="checkbox"/>
申請者が岐阜県外に住所を有していることが確認できる書類 ※住民票(令和5年4月1日以降のもの)原本 又は アパート賃貸借契約書の写し等 アパート賃貸借契約書の場合、入居者(申請者)・入居場所・入居期間が確認できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生計を一にする家族全員の住民票 (令和5年4月1日以降のもの) ※申請者が住民票を移動していない場合、申請者及び家族全員が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連帯保証人の住民票 ※連帯保証人の住所が申請者と生計を一にする家族全員の住民票で確認できない場合	(□)	(□)
主たる家計支持者の2022年の収入年額を証明する書類 ※2022年分源泉徴収票の写し 又は 2023年度所得課税証明書 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の証明 (障がい、長期療養、単身赴任 等)	(□)	(□)
連帯保証人の印鑑登録証明書 原本 (継続申請者で変更の無い場合は提出不要)	<input type="checkbox"/>	(□)
通帳の写し (継続申請者で振込先口座に変更がある場合は、関係届出書と併せて提出すること)	<input type="checkbox"/>	(□)
提出書類チェックリスト(※本書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

本奨学金制度の趣旨により、貸与が決定した奨学生の方には、連絡先届出書でご提出いただいた住所・メールアドレス宛に岐阜県からのUターン就職や県内情報に係るご案内をお送りさせていただきます。	了承しました <input type="checkbox"/>
本奨学金制度の趣旨により、Uターン就職の相談や県内企業の情報提供などを行う岐阜県の支援機関「岐阜県総合人材チャレンジセンター(通称:ジンチャレ!)」の利用をお願いします。 (登録申込書の提出又はオンライン登録をお願いします。)	オンライン登録済 <input type="checkbox"/> ジンチャレ!に提出済 <input type="checkbox"/> 申請書と共に提出 <input type="checkbox"/>

